

# 知的財産権保護に関する国際的政策規律 -- 発展途上国への含意 (特集 発展途上国と知的財産権 -- 経済学的アプローチ)

著者	木村 福成
権利	Copyrights 日本貿易振興機構 (ジェトロ) アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) <a href="http://www.ide.go.jp">http://www.ide.go.jp</a>
雑誌名	アジア経済
巻	45
号	11/12
ページ	11-22
発行年	2004-11
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2344/00007633">http://hdl.handle.net/2344/00007633</a>

# 知的財産権保護に関する国際的政策規律

## 発展途上国への含意

きむらふくなり  
木村福成

はじめに

GATT 国際政策規律からの2つの逸脱

TRIPS と地域主義

TRIPS 協定と発展途上国

結語

### はじめに

現在の発展途上国は、日本あるいは韓国、台湾が高度経済成長を開始した1950年代、60年代とは全く異なる国際経済環境の下に置かれている。実物経済における最も大きな変化は企業活動のグローバル化とそれに伴う国際取引チャンネルの多様化である。各国経済における多国籍企業のプレゼンスは急速に高まりつつあり、直接投資受け入れは順調な経済発展のための必要条件の1つとみなされるようになった。先進国と発展途上国間の貿易においても、資源賦存や資本・労働比率、技術水準の違いに基づく産業間貿易のウェイトが次第に低下し、国際的生産ネットワークの下での垂直的産業内貿易の重要性が高まってきた。サービス貿易その他、多様な国際取引チャンネルの発達も見られる。

そして、それらに刺激され、また逆にそれらを加速する形で進んできたのが、各国国内への国際的政策規律の浸透である。1995年、世界貿易機関(WTO)の発足とともにマルチ(多角)

レベルの政策規律の守備範囲は大幅に拡大され、さらに紛争解決メカニズムが強化されたことによって政策規律の実効性が大幅に高まった。それに加え、1990年代後半からは、欧州連合(EU)の拡大とその他地域における自由貿易協定(FTA)網の構築といった地域主義の隆盛が見られた。地域統合協定には、マルチレベルの政策規律を満たす限り、国内政策に踏み込んだいかなる国際約束をも含めることが可能であり、特に先進国と途上国との間の地域協定には広範な内容が盛り込まれるようになってきた。途上国側としては先進国からの直接投資を促進することが重要な政策課題となっており、地域主義もそのための1つの政策チャンネルとして重視されるようになっている。

1995年、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights、以下TRIPS協定と呼ぶ)」は、「サービスの貿易に関する一般協定(General Agreement on Trade in Services: GATS)」などとともに、WTO協定の一部として発効した。TRIP協定は、単にGATT/WTOのカバーする範囲を拡大したということにとどまらず、もっと本質的な国際的政策規律の変化の端緒が見られるという点で、大きな意味を持つ<sup>(注1)</sup>。

第1に、マルチレベルの政策規律はモノの貿易に関する政策に端を発しており、第一義的には国境政策に関するものであった。モノの貿易に関する内国民待遇、補助金、サービス貿易、あるいは「貿易に関連する投資措置に関する協定 (Agreement on Trade-Related Investment Measures: TRIM)」のように他分野でも国内政策に踏み込んだものもあるが、それらはあくまでも国境政策の延長として国内に入っていたものである。それに対し TRIPS 協定は、“trade-related” と言いながらも、主なターゲットは最初から国内政策にある。ここに、国際的政策規律と国内政策の関係をどのように考えるべきかという未解決な問題が提起されている。

第2に、国際的政策規律の大原則は最恵国待遇および内国民待遇と表現される無差別原則であるが、TRIPS 協定自身はそれらの貫徹に主眼を置いて規定されたのではなく、むしろミニマム・スタンダードの確立という制度の収束を明確に志向するものであった。関税手続や「衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures: SPS)」、 「貿易の技術的障害に関する協定 (Agreement on Technical Barriers to Trade: TBT)」、GATS の市場アクセスなどには制度の調和・収束という要素が含まれているが、それらはあくまでも無差別原則と貿易自由化の延長上でおよその合意のあった部分について規律化がなされたのであり、制度の調和・収束そのものが政策原則として認められたわけではない。TRIPS 協定には、無差別原則を超えるところまで踏み込もうとする国際的政策規律の変質の端緒がみられる。

以上のような TRIPS 協定の性格は、国際的

政策規律の発展途上国への影響を考える上で極めて重要なポイントであると筆者は考える。TRIPS 協定によって政策変更義務を負うのは専ら途上国側である。しかも、TRIPS 協定の施行は、少なくとも直接的には、発展途上国から先進国への所得のトランスファーをもたらす可能性が高い。そして、その義務が片務的であると感じるが故に TRIPS 協定のための義務履行は遅れがちであり、それが WTO 体制の規律の低さを象徴するものとなっている。このような事態を打開するために、まずは国際的政策規律のよってたつ論理的背景を整理し、TRIPS 協定の性格を理解することが重要である。

一方、1990年代後半以降の地域主義の隆盛は、地域主義と多角主義との間の緊張関係をより明確に意識させる要素として働いている。参加国と非参加国の間に差別待遇を設けることを意図する地域主義と、無差別原則を前面に掲げる多角主義とは、論理的に本質的に相容れない部分を有していることは明らかである。しかし、歴史的経緯および世界各国の国際経済政策上の要請から、両者は現実には、最低限の論理的整合性の上で並行して存在するものとなっている。WTO 協定においてそのすり合わせの部分を規定しているのが、財貨貿易とサービス貿易に関し一定の要件の下で無差別原則からの逸脱を許容している GATT 第二十四条、GATS 第五条である。そして、それ以外の部分では、少なくとも形式的には、無差別原則が貫徹される形になっている。したがって、地域協定において知的財産権に関するいかなる規定を設けても、現実にエンフォースされうかどうかはともかくとして、原則としては無差別原則が適用され、その恩恵は全ての WTO 加盟国に均填されるも

のと解釈することができる。

このことは、従来ほとんど実質的な意味を持たないと考えられてきた TRIPS 協定の中の最恵国待遇規定が、自由貿易地域あるいは関税同盟における知財保護規定に一定の縛りをかけるものとなってきたことを意味する。先進国と途上国間の地域協定では、先進国側が明示的に途上国側の国内政策に踏み込んで政策改革を要求することが可能である。しかし知的財産権に関しては TRIPS 協定の最恵国待遇が効いてくるので、先進国側も他の先進国を排除する形の差別的な知財規定を設けることが難しくなる。言い換えれば、全ての国に恩恵が均填されてもよいと考えている規定、あるいは結果的に自国企業が恩恵を受けるような細かいセクターに降りたピンポイントの規定しか、地域協定に盛り込むことができなくなる。エンフォースメントの問題は別途存在するが、少なくとも論理的には、TRIPS 協定が地域協定の内容を規律する場面も生じてきているものと考えられる。

以上のような問題意識の下、本論文では知的財産権に関する国際的政策規律について、2つの観点から議論していきたい。第1に、GATT 時代以来の多角主義における国際的政策規律に照らし、TRIPS 協定によってたつ論理構造について分析する。第2に、地域主義が勃興する中、TRIPS 協定が地域協定をいかに規律するかについて検討を加える。最後にそれらを踏まえ、知的財産権に関する国際的政策規律の発展途上国への含意を議論する。

## I GATT 国際政策規律からの2つの逸脱

### 1. 国境政策に対する政策規律と国内政策

GATT の国際政策規律の原点は国境政策としての貿易政策に対する規律というところであり、それは経済学のロジックの中で大きな意味を持っている。

GATT が自由貿易を志向すると言った時に想定されている経済モデルは、レッセフェールでパレート最適となるミクロ経済モデルである。そしてそこで目的関数となっているのは、一国または世界全体の社会的厚生であり<sup>(注2)</sup>、したがって問題となるのはあくまでも資源配分の効率性である。ここでは、効率性の議論と所得分配の議論は意識的に分離され、貿易政策に関してはまずは効率性を基準に最適な政策を導こうとする。

一方、国内政策を決定する際の背景となる経済モデルの目的関数は何だろうか。現実の政策は複雑な政治力学の中で決定されてくるわけで何らかの経済ロジックに整合的に設計されるとは限らないが、しかし、背後に想定されうる経済モデルを意識しておくことは重要である。そして、その目的関数は明らかに、資源配分の効率性のみを考慮するのではなく、所得分配や地域振興、貧困対策、少数民族対策など、効率性以外の要素が数多く混入したものはずである。

この目的関数の食い違いの問題は、国際的政策規律と国内政策の間の線引きを議論する際に極めて重要となってくる。1国の立場からすれば、効率性を唯一の基準とする国際的政策規律が国内にどこまでも食い込んでくることは受け入れがたいことであろう。そこから、国内政策

の自由度を確保しておくことはまさに国家主権の問題であるとの主張が出てくる。この論理は、目的関数の違いに着目すれば、経済学的にも確かに成り立ちうる。国際的政策規律がどこまで国内に踏み込んでくるのかは、単純な効率性の議論に国内政策をどこまで委ねるのかにかかってくる。

GATT の場合には、国境政策たる貿易政策（特に関税政策）については効率性を旨とする目的関数に基づく議論を条約・協定によって認めましょう、ということ宣言していることになる。そして、国際政策規律の及ぶ範囲も当初は国境政策にほぼ限られ、国内政策については各国が自由に設定できることになっていた。もちろん、GATT における内国民待遇や補助金協定のように国内政策に踏み込んでいた部分もあるが、それはあくまでも国境政策たる貿易政策の有効性に直接関係する部分に限られてきた。その後、企業活動がグローバル化し、国際取引チャンネルが多様化する中、国際的政策規律は次第に国内政策へと入り込んできた。サービス貿易を司る GATS はその典型である。しかし GATS も、「貿易」の延長線上でとらえられる国際取引チャンネルの多様化を踏まえたものであり、その意味で「貿易関連 (trade-related)」のものにほぼ限られてきた。

TRIPS 協定がこのような他分野における国際的政策規律の境界を大きく踏み越えたものとなっていることは明らかである。Trade-related というのは名ばかりで、主たる対象は明らかに国内政策である。貿易と関連している部分はもちろんあるが、協定の意図全体を貿易の延長線上でとらえるにはかなりの無理がある。

しかも、TRIPS 協定の背景として想定しう

る経済モデルは、効率性を基準としてはいるが、自由貿易を正当化する際に用いる歪みのないミクロ経済モデルではない。知識は社会的に望ましい価格付けなしに漏出してしまうという性質を有している。そのために生じてくる外部性による市場の失敗を是正するために人為的に保護を加えるというのが、知的財産権保護の論理である。したがって、ベースとなっているのは最初から市場が歪んでいるモデルのはずである。このようなモデルは設定の仕方によって相当異なった結論が生じてくるので、政策規律のベースとするにはかなり危うい。保護期間の問題を含め、適正な知的財産権の保護の度合いについて経済学者が明解な答えを出せないのは、このような事情による。モデルが明示的に書かれないので、実は TRIPS 協定の背後にある目的関数が何であるのかも明確でない。

発展途上国において知的財産権が十分な保護を得ていないということは確かに問題だが、どのような根拠でどの程度の強さの保護を与えるべきであるのかが不明確なまま TRIPS 協定が施行されてしまったことも問題なしとしない。

## 2. 政策原則としての無差別原則と制度の調和・収束

さらに TRIPS 協定は、政策規律の内容という面でも、従来他分野における規律とは次元の異なるものとなっている。

GATT の 4 原則はしばしば「自由、無差別、多角、互惠」と表現されるが、「自由」とは貿易障壁削減と関税化によってより自由な貿易体制を作るべきとの方向を示すものであり、「多角」、「互惠」はそのための手続きあるいはプロセスとしての多角的交渉、交渉原則としての互惠性を表している。したがって、政策規律の内

容を形作る原則は「無差別」という部分に集約される。

無差別原則は、経済学的には、市場を分断するような人為的措置をできるだけ除去した方が資源配分の効率性が高まる、との直観に基づくものである。市場が分断されれば、価格差が生じ、資源配分が非効率となる。そこで障害を取り除けば価格裁定が働き、他の市場の歪みが存在しない限り、社会的厚生は向上する。世界全体の社会的厚生関数を想定した場合はもちろん、通常の貿易政策分析に倣って1国ベースの社会的厚生関数を前提としても、大きな交易条件効果が存在しない限り、無差別原則の貫徹によって社会的厚生は向上する。また、政治経済学的には、無差別原則によって政策を簡潔化すれば政策施行コストが節約され、また恣意的な差別の導入に伴うレント・シーキング活動の余地を除去することもできる。

無差別原則は、GATT上、最恵国待遇原則と内国民待遇原則という形で書かれている。この2つはそれぞれ、経済学における「外外差別の除去」、「内外差別の除去」にほぼ対応している。ただし、内国民待遇については、モノが国内に入り込んだ後で国内品よりも不利な待遇を得ないようにということであり、輸入品の方が優遇されることは排除されないこと、関税などによる国境線上での差別は排除されないことに注意しなければならない。その意味で、GATTの内国民待遇原則は、経済学が想定する内外差別の除去よりも狭い概念となっている。

無差別原則とは、輸入品（外国人）Aと輸入品（外国人）Bの間、あるいは輸入品（外国人）と国産品（内国民）の間に差別を設けないということだけであるから、各国で経済制度が異な

っていること自体は問題とされない。その意味で、無差別原則は「外外差別の除去」、「内外差別の除去」を含むが、「内外差異の除去」すなわち制度の調和・収束は含まない。

経済学上も、制度の調和・収束は、一般的に正当化されうる政策原則とはみなされない。制度は経路依存的、歴史依存的に出来上がってくるものであり、制度の異質性、多様性には経済学上の規範的根拠が存在する場合も多い。もちろん、経済活動がグローバル化する中で、より多くの局面で制度の調和・収束が望ましいと判断できる場面が生じてくることは確かである。しかし、全ての制度の全面的な収束を支持する経済学的論拠は存在しない。

したがって、制度の調和・収束については、それ自体は貫徹されるべき政策原則ではなく、しかし各国が合意できる部分については国際的政策規律にケース・バイ・ケースで組み込んでいくことになっている。GATT/WTOの条文を丁寧に見ていけば、たとえば関税評価や品目分類、TBTなどについては、制度の調和・収束が明確に目指されていることがわかる。GATSでも、量的参入規制を禁止する市場アクセス、さらに進んで質的参入規制を取り扱うGATS第六条（国内規制）において、制度の調和・収束に向けての限定的な試みがなされている。

しかし、TRIPS協定の場合には、そもそも主眼が無差別原則の貫徹には置かれておらず、むしろ制度の調和・収束が目指されているという点で、他の分野よりもはるかに踏み込んだ内容となっている。しかも、肝心のミニマム・スタンダードの妥当性が十分に分析されないまま、発展途上国への制度移植が行われている。この

ことは、今後の国際的政策規律のあり方を検討する上で無視できない大きな問題をはらんでいる。

### 3. TRIPS 協定の性格

このように TRIPS 協定は、国境政策ではなく国内政策を明示的に対象としている点、無差別原則ではなく制度の調和・収束を中心課題として志向している点で、他分野での GATT/WTO ベースの国際的政策規律の枠組みの外に大きく踏み出したものとなっている。その背景には、既存の条約群、特にパリ条約をマルチの政策規律に取り込むという形で TRIPS 協定が成立したという事情がある。

パリ条約、正式には「工業所有権の保護に関するパリ条約」は、1883年に成立し、1884年に発効した歴史の古い条約である<sup>(注3)</sup>。当初、加盟国11カ国で始まったが、2000年には159カ国が加盟するに至っている。パリ条約は、工業所有権の国際的保護を推進し、それを通じて国際間の通商関係を円滑化するため、締結国の同盟を形成し、工業所有権に関する法規の調整をはかることを目的としている。ここで工業所有権の保護とは、「特許、実用新案、意匠、商標、サービス・マーク、商号、原産地表示または原産地名称および不正競争の防止に関するもの」とされている。TRIPS 協定は、このパリ条約に加え、文学的および美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、実演家、レコード製作者および放送機関の保護に関するローマ条約、集積回路についての知的所有権に関する条約を中に取り込む形をとっている。

特にパリ条約との関係に注目しながら TRIPS 協定を見ると、次のような特徴を指摘できる。第1に、TRIPS 協定は、工業所有権

についてパリ条約の遵守を求め(第二条)、それをパリ条約の非加盟国に対しても義務付けている<sup>(注4)</sup>。第2に、パリ条約にも含まれていた内国民待遇(第三条)に加え、最恵国待遇も規定している(第四条)。第3に、知的財産権について第二部以下でパリ条約と比較してより高い基準を設定している。工業所有権との関係では、商標(第二節)、地理的表示(第三節)、意匠(第四節)、特許(第五節)などについて、全般にパリ条約をさらに深掘りした保護を規定している。第4に、第三部において権利の行使手続(enforcement)についての基本原則を包括的に規定している点も、パリ条約の枠を大きく超える部分である。パリ条約は知的財産権行使についてはごく断片的に規定するのみであり、この部分は TRIPS 協定の大きな特徴の1つである。第5に、国家間紛争を紛争解決手続に委ねることを規定している。これもパリ条約にはなかったものである。総括すれば、TRIPS 協定は、パリ条約をほぼ丸ごと包括し、さらに適用範囲を広げ、権利行使手続と紛争解決を加えることによって、以前よりも範囲が広くかつはるかに実効性の高い知的財産権保護を規定したものとみなすことができる。

TRIPS 協定のケースのように、他のフォーラムにおいて形成された制度の調和・収束に関する合意を国際的政策規律に組み込んでいく試みは、今後ますます増えてくる可能性がある。しかし、それを WTO ベースの政策規律とするには、いくつか慎重に考えねばならない論点が存在する。

第1に、WTO の政策規律は強力な紛争解決手続を伴っている。これは、通常の制度の調和・収束を目指す条約には見られないものであ

る。国内制度の重要な部分について強い執行力を持つ国際的政策規律をかけていくということが本当に許されるのかどうかは、もう1度しっかりと議論しておく必要がある。ちなみに、TRIPS 協定発効から2001年12月までの紛争処理案件は、協議要請が24件、パネル設置が8件となっているが、今後は特に発展途上国向け案件が増加するものと予想されている<sup>(注5)</sup>。

第2に、特に TRIPS 協定の場合には、ベースとなる経済モデルもあいまいで、どの程度のミニマム・スタンダードが望ましいのかについての経済学的根拠が薄弱である。にもかかわらず、外交交渉の力学がルールを決めていってしまうのは危険である。そこでは、適切なルール設定という本質的な部分ではなく、経過措置の期間や執行などの部分に交渉が集中してしまいがちである。

このように、TRIPS 協定はマルチ・ルール全体の変質につながる危険性をも秘めたものである。知的財産権保護を行うべきであることには異論はないものの、多くの潜在的な問題を抱えていることを認識すべきではないかと筆者は考える。

## II TRIPS と地域主義

### 1. TRIPS 協定における無差別原則

以上のように、TRIPS 協定は、国際的政策規律の論理的根拠という観点から必ずしも十分に検討された内容のものとなっておらず、特に発展途上国の立場からすれば問題を抱えている。しかしその一方で、国内政策にまで踏み込んだマルチのルールであるがゆえに、地域主義における恣意的、機会主義的な差別規定を排除する

役割を果たしている可能性がある。ここで特に問題となってくるのが、従来重要性が指摘されてこなかった無差別原則、とりわけ最恵国待遇原則である。

TRIPS 協定における無差別原則は、内国民待遇（第三条）と最恵国待遇（第四条）という2つの部分から成っている。内国民待遇については、外国人と自国民、外国でなされた発明と国内でのそれとの間の差別を禁止するという形で定められている。上にも述べた通りパリ条約にも内国民待遇の規定は存在するが、TRIPS 協定ではパリ条約とは異なり、知的財産権の付与のみならずその権利行使についても内国民待遇を与えるように拡張されている。内国民待遇原則についての例外は、既存の条約に規定されている例外をそのまま認めるという形で規定されている。逆に言うと、パリ条約等の既存条約に規定されていないものについては例外を設けることを禁じているものと解釈できる。

一方、最恵国待遇は、ウルグアイ・ラウンドの TRIPS 協定の交渉過程で、韓国が自国民より米国民を優遇する取り決めを米国との間で締結したことをきっかけに導入された。それ以前には、内国民待遇で十分との考え方が強かったと伝えられるが、これにより、米国やEUが強い優遇措置を勝ち取ったとしても、それは自動的に（少なくとも理屈の上では）MFN（最恵国待遇）ペースで均填されることになった<sup>(注6)</sup>。

TRIPS 条約では、最恵国待遇についての例外を次のように規定している。「次の利益、特典、特権または免除は例外とできる。(a)一般的な性格を有し、かつ、知的所有権の保護に特に限定されない司法共助または法の執行に関する国際協定に基づくもの。(b)内国民待遇では



なく他の国において与えられる待遇に基づいて待遇を与えることを認める1971年のベルヌ条約またはローマ条約の規定に従って与えられるもの。(c)この協定に規定していない実演家、レコード製作者および放送機関の権利に関するもの。(d)世界貿易機関協定の効力発生前に効力を生じた知的所有権の保護に関する国際協定に基づくもの。ただし、当該国際協定が、貿易関連知的所有権理事会に通報されることおよび他の加盟国の国民に対し恣意的または不当な差別とならないことを条件とする。〔注<sup>7</sup>〕ここで言う(c)と(d)が実質的にどの程度重要であるのかについては知財法の専門家の意見を伺う必要があるが、少なくとも TRIPS 協定発効後に新たに差別的待遇を規定することはほとんどの場合認められないと解釈できる。

繰り返すと、TRIPS 協定では「知的所有権の保護（知的所有権の取得可能性、取得、範囲、維持および行使に関する事項並びにこの協定（TRIPS 協定）において特に取り扱われる知的所有権の使用に関する事項を含む）」〔注<sup>8</sup>〕が規定されており、それら全体に関し TRIPS 協定の無差別原則が効いてくる。知的財産権に関しては、GATT 第二四条、GATS 第五条のような地域統合規定は存在しない。したがって、自由貿易地域、関税同盟に関する協定によって知的財産権に関する取り決めがなされても、それによって与えられる特典のほとんどの部分は無差別的に均填されるものと解釈可能である。

言うまでもなく、以上のことがすなわち現実は無差別原則が貫徹するということの意味するわけではない。かりにこれが守られていなかったとしても、そのことをどこかの WTO 加盟国が問題として提起し、最終的には WTO の紛争

解決手続に訴えて初めて、WTO の政策規律として実効性を持つ。しかし一方で、政策規律がかかっているとそれに逸脱しない形で新たな条約・協定が作られていくという予防的機能をも果たしうることを指摘しておきたい。

## 2. 地域主義における知的財産権保護

近年、地域主義の波の高まりにつれ、自由貿易地域、関税同盟を形成する地域統合協定に知的財産権保護を盛り込み、TRIPS 協定に基づく義務以上のものを約束するケースも増えてきている。TRIPS 協定を超える部分については俗に TRIPS Plus と呼ばれるが、以下ではその内容について検討し、無差別原則との関係について論じていく。

TRIPS Plus が規定されるようになってきた背景には、発展途上国による TRIPS 協定の義務の履行がなかなか進まないこと、途上国側の強い不満から新たな知財分野についての規定を TRIPS に盛り込んでいくことが事実上難しいこと、地域統合協定ではレヴァレッジを効かせた形で国内政策の変更を迫りやすいことなどがあげられよう。先進国側は、多角主義からのアプローチに加え、地域主義をも用いて知的財産権保護を進めようと考えているわけである。

各地域統合協定における知的財産権保護についての規定は、取り上げる大きさ、形式ともまちまちである。特に先進国と途上国との間の協定においてどのような TRIPS Plus が盛り込まれているのかについては、Lippoldt (2002, Table 3) が簡潔に整理している。そこでは、TRIPS 協定上の義務を12の項目に分け、それと対応させる形で地域統合協定における追加的規定を例示している。12の項目とは、(i) 一般的義務、(ii) 著作権およびそれに関連する権利、

(iii)商標,(iv)地理的表示,(v)工業デザイン,(vi)特許,(vii)半導体のレイアウト・デザイン,(viii)非公開情報の保護,(ix)知的財産権の乱用,(x)施行方法,(xi)経過措置,(xii)制度である。これらのうち特に追加的規定を設けた例の多いのが、地理的表示、特許、施行方法、経過措置、制度といった項目である。典型的なパターンは、他の関連国際協定への加盟を約束させる、経過措置期間を TRIPS 協定上の期間よりも短縮する、TRIPS 協定にはない施行・協力に関する取り決めなどを盛り込む、といったものである。

近年、アメリカが他国と締結している FTA の中には、さらにもう一步踏み込み、いくつかの特定分野について細かい規定を設けたものも含まれている。たとえばシンガポールとの FTA<sup>(注9)</sup>における知的財産権に関する章の目次立ては以下のようにになっている。

第16章	知的財産権
第16.1条	一般規定条項
第16.2条	商標(地理的表示を含む)
第16.3条	インターネット・ドメイン名
第16.4条	著作権およびそれに関連する権利に共通する義務
第16.5条	関連権利に関する義務 (筆者注:実演者,レコード制作者などについて規定)
第16.6条	暗号化された番組伝送衛生信号の保護

第16.7条	特許
第16.8条	特定の規制対象製品 (筆者注:医薬品,農業化学品などに関する規定)
第16.9条	知的財産権の執行
第16.10条	移行期の規定条項

特定分野についての規定は、アメリカにおける各産業・業種のロビイングに基づくものであることが想像される。また、第16.9条の執行の部分がかつとも長い行数を費やして書かれており、アメリカが執行を特に重んじていることが見て取れる。

地域統合協定における TRIPS Plus が今後どのような展開を見せるのかについては、特に今後のアメリカの動きを注視していく必要がある<sup>(注10)</sup>。将来、先進国側が自らの産業の利益になる部分のみをつまみ食いするようになっていく可能性も全くないとは言えない。しかし少なくとも現状を見る限り、地域統合協定はせいぜい TRIPS 協定上の義務履行を加速する役割を果たしているに過ぎない。そして、TRIPS 協定の最恵国待遇原則がかかっていることから、あからさまに統合当事国のみを利する規定を地域統合協定に盛り込むこともできなくなっている。このように各国の機会主義的な動機を封じ込める形で規律をかけていけるのはまさに多角主義の強みである。

### III TRIPS 協定と発展途上国

TRIPS 協定は、国際的政策規律の性格という意味でも、その経済学的根拠という意味でも、

その妥当性を再検討する余地があるように思われるが、それにもかかわらずもうすでに施行後9年が経過し、それなりに機能し始めている。

特に、その施行に当たって、結果的に発展途上国に対して大きな調整コストを要求するものとなっていることは強調されてよい。発展段階によって状況は大いに異なるが、一般に発展途上国における知的財産権保護の現状には大いに問題があり、必要な制度を整備していくべきことは論をまたない。しかし、TRIPS 協定発効に伴う政策調整のコストという面から見ると、発展途上国の方がはるかに大きな負担を強いられていることも明らかである<sup>(注11)</sup>。

しかも、TRIPS 協定上の義務履行の厚生経済学的帰結は、第一義的には途上国から先進国への所得トランスファーであるというのが定説である<sup>(注12)</sup>。知的財産権の保有は先進国側にはっきりと偏在している。そして、知的財産権の保護は、知的財産権の保有者に一定の独占力を持たせるわけで、途上国から先進国に所得トランスファーが起きることになる。もちろん、知的財産権の保護が強まれば、途上国向け直接投資が増えたり<sup>(注13)</sup>、あるいは途上国向け製品の開発が進むなど、途上国に対し正の効果が生まれる可能性もある。しかし、もっとも直接的な効果はやはり、所得のトランスファーである。同じように途上国政府が交渉において「譲歩」を迫られるにしても、たとえば関税撤廃であれば自国全体の厚生は上がるものと経済学的には考えることができるのに対し、TRIPS 協定の場合には自国の厚生が下がってしまう恐れが強い。ウルグアイ・ラウンド交渉においてインドやブラジルが TRIPS 協定制定に反対の立場をとっていたことも、それなりに理由がある。

先進国と発展途上国の間で知的財産権保護の持つ意味がどのように異なるのか、保護水準は同一でなければならないのか、といった問題は極めて重要であり、本来はそういった議論を踏まえて制度設計がなされるべきである。南北間の所得移転の問題や医薬品等をめぐる人道上の配慮も重要だが、それ以前の問題として、資源配分の効率性の観点からも慎重な検討が必要である。しかし、ウルグアイ・ラウンドではそのような本質的な議論はほとんどなされず、途上国向けには単に経過措置の長さを変えるという妥協案が採用されるに至った。

具体的には、内国民待遇と最恵国待遇については協定発効後すぐに適用されるが、その他の義務については、先進国は協定発効後1年、開発途上国と市場経済移行国は5年、後発開発途上国は11年の経過措置を認めている（第六十五条、第六十六条）。また、開発途上国で医薬品などの物質特許制度を持たない国は、さらに5年の猶予が与えられることとなっている。しかし、わずか5年程度で途上国が先進国並の経済の成熟度を得ることは無理であり、本当にこういう手当てで十分であったのかについては、大いに議論の余地がある。

一方、地域主義が勃興する中、TRIPS 協定は地域協定の内容に一定の規律をかけるものとなってきている。発展途上国は、TRIPS 協定中の最恵国待遇原則を、自国のみにも有利な TRIPS Plus を狙う先進国側の思惑に対抗する論理として用いることが可能であろう。TRIPS 協定が厳密な論理的検証のないまま国内政策を対象としていることを上で批判したが、まさに国内に踏み込んでいるがゆえに、国内政策に手を伸ばしてくる地域主義に一定の規律をかける

ことができるのである。各国の機会主義的行動に規律をかけていけることこそがまさに多角主義の強みである。これは特に、単独での先進国との交渉に弱い途上国の場合に重要である。

## 結語

本論文では、WTO 協定の一部として発効した TRIPS 協定を取り上げ、経済学上のロジックと国際的政策規律という観点からその潜在的な問題点を議論し、さらに地域主義に対し一定の規律をかける機能についても検討を加えた。

知的財産権保護は、モノの貿易の自由化等とは異なり、少なくとも直接的には知的財産権の生み出すレントの再配分を帰結する。したがって、理屈ではなく、交渉における力関係で全てが決まってしまうとの印象も抱きやすい。そのような事態を少しでも避けるために経済学者が果たすべき役割は大きい。全ての因果関係を解きほぐすことは難しいとしても、知的財産権保護がなぜ必要なのか、どの程度の強さの保護が必要なのか、いかにして実効性のある保護を行うのかといった点について、経済学者が発言できることはたくさんある。また、1995年の WTO 成立は、有効な紛争解決手続を備えたという意味で、国際的政策規律をより強力なものとした。そのことは逆に、何をルール化して何を努力目標にとどめるのかを明確に決めていくことが大切になったことを意味する。経済学、政治経済学のロジックをもってあるべき国際的政策規律のあり方を考えていくことが重要である。

一方、TRIPS 協定が地域主義の機会主義的側面に規律をかけているという事実は、マルチ

レベルでのルール作りの大切さを再認識させるものであった。えてして交渉力の弱い途上国にとって、多角主義は強い味方である。出口のない反 WTO 論に振り回されたり、むやみに S&D (special and differential treatment) を要求したりするのではなく、より積極的にマルチ・ルール構築に参加していくことが途上国に求められている。そこでも経済学は途上国のお手伝いのできるはずである。

(注1) Stegemann (2000, 157-158) も以下の2点について言及している。

(注2) 社会的厚生関数を一国単位で設定するのがそれとも世界全体で1つのものと考えerのかは、言うまでもなく重要な問題である。伝統的な貿易政策論では一国単位で社会的厚生を議論する機会が多いが、GATT の下での国際的経済秩序を考察する際には世界全体の社会的厚生関数をベースとすべきであるのかも知れない。いずれの立場をとるにせよ、政策変更が極端に強い交易条件効果を持たない限り、推奨される政策はほぼ同じとなる。

(注3) 以下の記述は後藤(2002)に学んだところが大きい。

(注4) 以下、TRIPS 協定の条文およびその解釈は外務省経済局(1995)、外務省経済局国際機関第一課(1996)より得た。

(注5) 経済産業省通商政策局(2002, 369)による。開発途上国の経過期間終了を受けて、今後途上国向け事案が増えてくることが予想される。

(注6) 外務省経済局国際機関第一課(1996, 523)による。

(注7) TRIPS 協定第4条より引用。

(注8) TRIPS 協定第3条内の脚注(脚注3)より引用。

(注9) United States - Singapore Free Trade Agreement (May, 2003)

(注10) たとえば NGO のレポートである Vivas-Eu-gui (2003) は、現在交渉中の FTAA に盛り込まれる知的財産権規定について詳しい分析を加えている。

(注11) 日本の場合にも, TRIPS 協定に合わせて特許法, 商標法, 不正競争防止法, 実用新案法, 意匠法, 関税定率法などの一部改正を行ったが, 調整は軽微なものであったと言える。

(注12) たとえば Maskus(1990), McCalman(2001) 参照。

(注13) Maskus and Penubarti(1995), Maskus(1998), Lesser(2001), Smarzynska(2002)などを参照のこと。

## 文献リスト

### < 日本語文献 >

外務省経済局監修(1995)『世界貿易機関(WTO)を設立するマラケシュ協定』, 財団法人日本国際問題研究所。

外務省経済局国際機関第一課(1996)『解説WTO協定』, 財団法人日本国際問題研究所。

後藤晴男(2002)『第2版パリ条約講話』, 社団法人発明協会。

経済産業省通商政策局編(2002)『2002年版不公正貿易報告書 WTO協定から見た主要国の貿易政策』, 財団法人経済産業調査会。

### < 英語文献 >

Lippoldt, Douglas 2002. "Intellectual Property Rights." In *Regional Trade Agreements and the Multilateral Trading System*. Organisation for Economic Co-operation and Development(OECD) TD/TC(2002)8/FINAL, Paris: OECD.

Maskus, K. 1990. "Normative Concerns in the International Protection of Intellectual Property Rights." *The World Economy: Global Trade Policy* 13(3)(September): 387-409.

Maskus, K. 1998. "The International Regulation of Intellectual Property." *Weltwirtschaftliches Archiv*

134(2): 186-208.

Maskus, K. and Penubarti, M. 1995. "How Trade-Related Are Intellectual Property Rights?" *Journal of International Economics* 39(3/4): 227-248.

McCalman, P. 2001. "Reaping What You Sow: an Empirical Analysis of International Patent Harmonization." *Journal of International Economics* 55(1): 161-186.

Smarzynska, B. 2002. "The Composition of Foreign Direct Investment and Protection of Intellectual Property Rights." The World Bank Development Research Group Trade(2786, Feb 2002)

Stegemann, Klaus 2000. "The Integration of Intellectual Property Rights into the WTO System." In *The World Economy: Global Trade Policy 2000*. eds. Peter Lloyd and Chris Milner, 147-177. Oxford: Blackwell.

Vivas-Eugui, David 2003. *Regional and Bilateral Agreements and a TRIPS-Plus World: the Free Trade Area of the Americas (FTAA)*. Geneva: Quaker United Nations Office(QUNO)

### < インターネット >

Lesser, W. 2001. "The Effects of TRIPS-Mandated Intellectual Property Rights on Economic Activities in Developing Countries." WIPO HP(30 Aug, 2001)

[付記] 本論文の修正に当たっては, 久保研介氏および2名の匿名査読者より有益なコメントを多数いただいた。ここに感謝の意を表したい。

(慶應義塾大学経済学部教授, 2004年3月31日受付, 2004年7月5日レフェリーの審査を経て掲載決定)